

■ロゴマーク

- ・ロゴマークは以下の4種類とし、使用者の用途、目的等に応じて自由に選択することが可能。
- ・以下に定められた色、形、書体等を正しく使用すること。また、一部欠けた状態などでの使用は認められません。

①キャラクター+愛称バージョン



ここいろひん
kokoirohin



ここいろひん
kokoirohin

②愛称のみバージョン

ここいろひん
kokoirohin

ここいろひん
kokoirohin

【キャラクター表示色】



C=0 M=60 Y=45 K=0
16進 #EF8476
RGB 239, 132, 118
HSB 7, 51%, 94%
CMYK 0, 60, 45, 0



C=56 M=72 Y=71 K=17
16進 #794F45
RGB 121, 79, 69
HSB 12, 43%, 47%
CMYK 56, 72, 71, 17



C=0 M=39 Y=40 K=0
16進 #F6B391
RGB 246, 179, 145
HSB 20, 41%, 96%
CMYK 0, 39, 40, 0



C=5 M=17 Y=74 K=0
16進 #F6D553
RGB 246, 213, 83
HSB 48, 66%, 96%
CMYK 5, 17, 74, 0



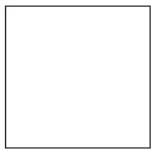
C=41 M=0 Y=66 K=0
16進 #A5CF73
RGB 165, 207, 115
HSB 87, 44%, 81%
CMYK 41, 0, 66, 0



C=36 M=5 Y=16 K=0
16進 #AFD5D7
RGB 175, 213, 215
HSB 183, 19%, 84%
CMYK 36, 5, 16, 0



C=41 M=55 Y=17 K=0
16進 #A47DA2
RGB 164, 125, 162
HSB 303, 24%, 64%
CMYK 41, 55, 17, 0



C=0 M=0 Y=0 K=0
16進 #FFFFFF
RGB 255, 255, 255
HSB 0, 0%, 100%
CMYK 0, 0, 0, 0

【愛称表示色】



C=56 M=72 Y=71 K=17
16進 #794F45
RGB 121, 79, 69
HSB 12, 43%, 47%
CMYK 56, 72, 71, 17



C=12 M=65 Y=63 K=0
16進 #DB7556
RGB 219, 117, 86
HSB 14, 61%, 86%
CMYK 12, 65, 63, 0



C=10 M=27 Y=83 K=0
16進 #E9BE38
RGB 233, 190, 56
HSB 45, 76%, 91%
CMYK 10, 27, 83, 0



C=67 M=0 Y=67 K=0
16進 #4CB675
RGB 76, 182, 117
HSB 143, 58%, 71%
CMYK 67, 0, 67, 0



C=51 M=0 Y=13 K=0
16進 #7FCCDF
RGB 127, 204, 223
HSB 192, 43%, 87%
CMYK 51, 0, 13, 0



C=56 M=66 Y=0 K=0
16進 #8362A8
RGB 131, 98, 168
HSB 268, 42%, 66%
CMYK 56, 66, 0, 0

■使用方法

①商品等への貼付

障害福祉サービス事業所等で製作された以下の商品等への貼付

(当該商品を収容する容器、包装紙への表示を含む)

※シールに印刷し商品等に貼付、または、商品等に直接印字する等

＜対象商品＞

| 食品等 | 雑貨等 |
|---|---|
| 弁当・惣菜、パン・ラスク、麺類、豆加工品、菓子類、農・水・林産物、農・水・林加工物、スパイス・調味料類、飲料・抽出飲料類、ペットフード、その他 | 布製品、皮製品、金属製品、ガラス製品、陶磁器等、木工品、竹工品、ゴム製品、紙製品、芳香・消臭製品、石鹼・洗剤・入浴剤、アクセサリー、アート作品、文具、植物、その他 |

②広告・宣伝のための掲示・掲載

障害福祉サービス事業所等で製作された商品の普及促進や販路拡大に活用する以下の広告・宣伝のための掲示・掲載

＜対象宣伝等媒体＞

- ・ポスター、チラシ、パンフレット
- ・販売場所・コーナー・イベントにおける看板等宣材資材
- ・ホームページ、SNS等での広告・宣伝
- ・名刺、名札等への表示
- ・その他

③販売イベント等の名称における使用

以下の要件を満たす販売イベント等におけるイベント名への使用

＜要件＞

- ・障害福祉サービス事業所等で製作された商品の普及促進や販路拡大等を主な目的としていること
- ・障害福祉サービス事業所等で製作された商品のみが販売されていること

④商品としての販売

障害福祉サービス事業所等で別紙1のロゴマークを使用した商品を製作して販売

＜遵守事項＞

- ・兵庫県もしくは障害福祉サービス事業所で製作される商品のイメージを傷つけたり、法令または公序良俗に反するがないように特に留意すること。